

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年7月4日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所	愛媛県新居浜市西原町2丁目4番34号
氏 名	株式会社一宮工務店 新居浜支店 支店長 上田 俊一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	0897334165
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社一宮工務店 新居浜支店
事業場の所在地	愛媛県新居浜市西原町2丁目4番34号
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	請負完成工事高 11,513百万円 / 2023.9月期
③ 従業員数	60名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 処理業者を選ぶ 2. 委託しようとする産業廃棄物を積み込み、荷降ろしする場所の両方で取り扱うことのできる運搬業者を選ぶ 3. 1及び2で選んだそれぞれの処理業者、委託業者と、委託契約(書面)を結ぶ。書面は5年間保存する。 一定期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は記載漏れや虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに状況を把握し、送付期限(90日又は180日)が経過した日から30日以内に報告書を都道府県知事に提出する

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートガラ、アスファルトガラ 木材、石膏ボード
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を維持する



## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2025年度の産業廃棄物発生量(計画)

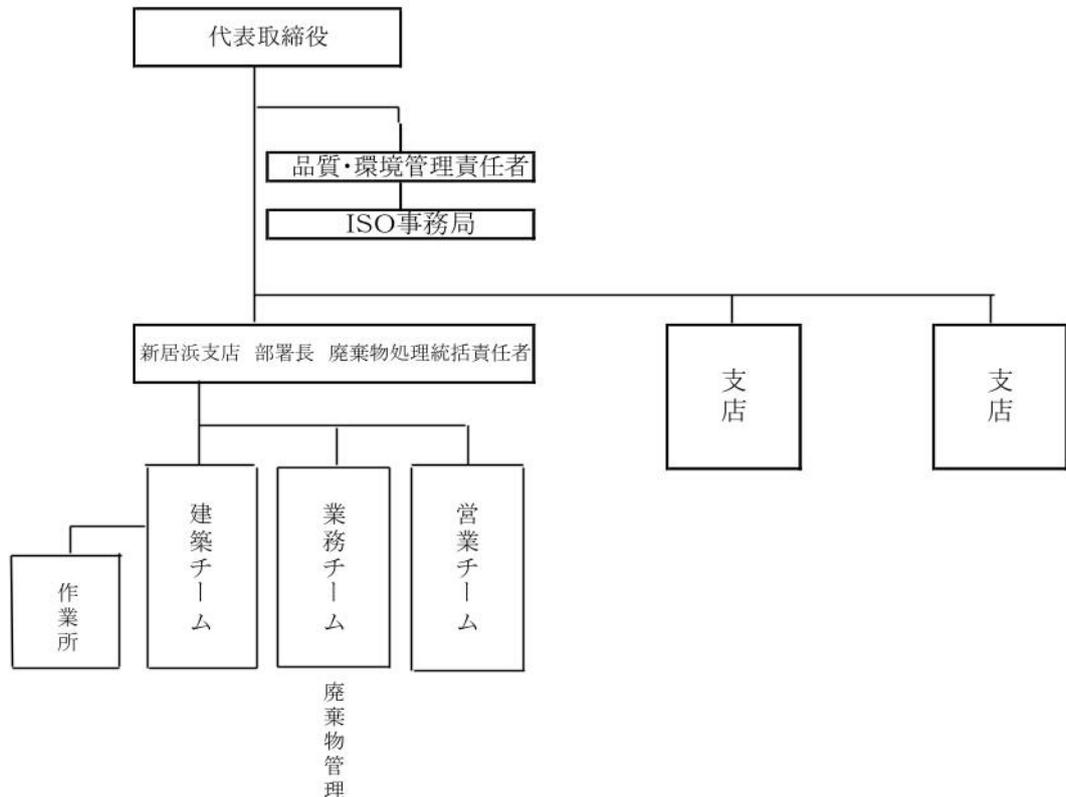
(単位：t)

項目	①産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	④自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		③自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
						⑩全処理委託量			
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の搬出量	⑧自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	⑤自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	⑦自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業社への処理委託量	⑬認定熱回収業者への処理委託量	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業社への処理委託量
建設汚泥	200.00					200.00			
廃プラスチック	70.00					70.00			
紙くず	25.00					25.00			
木くず	200.00					200.00			
繊維くず	5.00					5.00			
金属くず	800.00					800.00			
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	800.00					800.00			
鋳さい	400.00					400.00			
がれき類	3,400.00					3,400.00			
混合	50.00					50.00			
石綿含有産業廃棄物	30.00					30.00			
該当なし	20.00					20.00			
合計	6,000.00					6,000.00			

(別紙 1)

## 管理体制 (廃棄物処理に関する管理組織等)

統括責任者	新居浜支店 支店長 上田俊一
廃棄物担当	業務チーム
役割	
品質・環境管理委員会 品質・環境管理責任者 ISO事務局	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用、再生利用)、 適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で 必要な事項を検討する。 ・本部 ・支店委員—建築チーム、業務チーム
廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する検討に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○各種報告 ○社員、関連会社に関する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項



( 別紙 2 )

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項についての取組

### 発生の抑制、分別

- 1) 各作業所長は廃棄物の削減に配慮した施工方法及び資材を選択する
- 2) 建設資材廃棄物のリサイクルにより得られた建設資材を使用するよう努める
- 3) 数量計算を綿密に行い、余分な材料の発生を抑える
- 4) 合理的な施工を実施し、建設廃棄物の発生を抑制する
- 5) 発生した建設廃棄物は速やかに分別を行う

### 建設汚泥削減について

- 1) 作業所長は施工品質計画書の作成にあたり、建設廃棄物（汚泥）の削減に配慮した施工方法と資材の選択をする

### コンクリートガラ削減について

- 1) 解体したコンクリートガラは、鉄筋等の他の建設資材との分別を行い原則としてリサイクルを行う
- 2) 場所打コンクリート杭のハツリガラは、原則としてリサイクルを行う
- 3) コンクリート工事については施工量に応じた打設計画により、現場での残材の発生を抑制する
- 4) コンクリート工事の現場発生材は、原則としてリサイクルを行う
- 5) 納りミスがないように施工図を検討する